



経理の窓 11月号

平成24年11月1日号

秋の釣瓶落としに、師走が近くなった事を感じます。過ごしやすくなったり時期に、To Doリストを作成して、この夏にやり残したこと、挽回したいと思います。

今月の税務

法人個人 : **9月決算法人の確定申告と納付
所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付**

平成24年度の年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年と比べて変わった点についてまとめます。

■生命保険料控除の改組

生命保険料が改組され、以下①～③の各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。平成24年分以降の所得税について適用されます。

- ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除（新契約）
- ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧契約）
- ③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除（新契約）

- イ 一般の生命保険料控除の適用限度額 4万円
- ロ 介護医療保険料控除の適用限度額 4万円（新設）

新契約のうち介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または、特約に基づいて支払った保険料等（以下「介護医療保険料」といいます。）について、介護医療保険料控除が設けられました。

- ハ 個人年金保険料控除の適用限度額 4万円

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧契約）

- イ 一般の生命保険料控除の適用限度額 5万円
- ロ 個人年金保険料控除の適用限度額 5万円

生命保険料控除に改正に伴い、給与所得者の保険料控除申告書の様式が変更になっています。計算方法については、該当部分を裏面に抜粋しました。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称		保険等の種類 又は年支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印
				氏名	会社の統柄			
一般の生命保険料						新・旧		円
						新・旧		
						新・旧		
						新・旧		
(b)のうち新保険料等の金額の合計額	A 円	Aの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	① (最高40,000円)	円	計(①+②)	③ (最高40,000円)	円	
(b)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 円	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	② (最高50,000円)	円	④と⑤のいずれか大きい金額	⑥ (最高40,000円)	円	
介護医療保険料								円
	(c)の金額の合計額	C 円	Cの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑦ (最高40,000円)	円			
個人年金保険料				支払開始日	新・旧		円	
				支払開始日	新・旧			
				支払開始日	新・旧			
	(d)のうち新保険料等の金額の合計額	D 円	Dの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)	円	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	円
	(d)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 円	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤ (最高50,000円)	円	⑦と⑧のいずれか大きい金額	⑨ (最高40,000円)	円
計算式I(新保険料等用)			計算式II(旧保険料等用)			生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円)		
A、C又はDの金額		控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式				
20,000円以下		A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額				
20,001円から40,000円まで		A、C又はD × ½ + 10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE × ½ + 12,500円				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD × ¼ + 20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE × ¼ + 25,000円				
80,001円以上		一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円				

■「納期の特例」の承認を受けている者の納期限(改正後)

1月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税 7月10日

7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税 1月20日

■自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額の改正

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の金額が、距離比例額を超える場合は、その距離比例額を超える金額については、課税の対象となりました。